



4. 各種手当と助成制度

児童手当

担当: こども・子育て課 子育て推進担当

子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭などにおける生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を資することを目的とし、高校生年代(18歳)までの子どもを養育している人に手当を支給する制度です。

手当を受け取るには申請が必要です。

1. 支給対象者

高校卒業年代まで(18歳の誕生日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している人。児童の父母のうち恒常的に所得が多く、児童の生計を維持する度合いが高い人が対象です。

※父母以外が児童を養育している場合は、ご相談ください。

※支給対象者が公務員の場合は、勤務先に申請してください。

ただし、独立行政法人に勤務し、勤務先からの支給対象者ではない人は、市に申請してください。

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額(一人当たりの月額)
3歳未満	15,000円(第3子以降は30,000円)
3歳～高校生年代	10,000円(第3子以降は30,000円)

※「第3子以降」とは、22歳まで(22歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の監護し生計費の負担をしている子のうちの3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、6月、8月、10月、12月、2月、4月(偶数月)にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

【受給資格・受給額の認定請求】

お子さんが生まれたときや、他の市町村から転入したときは、受給資格・受給額の認定請求の申請が必要です。

原則として、申請した翌月分から手当を支給します。ただし例外として、出生や転入などの移動日が月末に近い場合、移動日の翌日から15日以内に手続きをすれば、移動日の翌月から支給の対象になります。申請が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなってしまうのでお早めに手続きを行いましょう。

●申請に必要なもの

- ・支給対象者の医療保険の資格情報が分かるもの
- ・支給対象者名義の振込口座が確認できるもの(通帳など)
- ・支給対象者および配偶者の個人番号が確認できるもの
- ・外国人の方(児童を含む)は、外国人登録証
- ・児童と別居している人は、別居監護申立および児童の個人番号がわかるもの

※状況に応じ、上記以外の書類が必要になる場合があります。

●現況届

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受け取る要件を満たしているか確認するものです。

原則不要になりましたが、以下の場合は提出が必要です。

- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※現況届の提出がない場合、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

子ども医療費助成制度

担当: こども・子育て課 子育て推進担当

山梨市では、お子さんの健やかな成長を願い、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることを目的に**高校3年生までのお子さん**が病院などの医療機関で健康保険が適用される診療を受けたとき、医療費の自己負担分を助成します。

対象となる子ども

保護者が山梨市に居住し、健康保険に加入している0歳～高校3年生(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)の子ども

※生活保護を受けている世帯・重度心身障害者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成対象の方、児童福祉施設に入所、里親に委託されている方は対象となりません。

助成の対象となる医療費

◎助成の対象となるもの

- ・病院や薬局などで診療を受けるときに健康保険が適用されるもの
- ・補装具などで健康保険が適用されるもの
- ・養育医療、育成医療などの医療費助成を受けていて自己負担が生じるもの

◎助成の対象とならないもの

- ・保険診療に該当しないもの(健康診断、予防接種、差額ベッド代、文書料、薬の容器代、選定療養費など)
- ・各健康保険組合などから支給される高額療養費給付金、家族療養費附加金該当分
- ・学校、幼稚園、保育園の管理下での傷病などで、日本スポーツ振興センター災害共済給付金の適用となるもの
- ・第三者行為によるけが(交通事故など)
- ・受給資格認定期間外の医療費
- ・特定の疾病などで、他の医療費助成を受けられる方はその給付分を優先します。

受給資格者証の交付

子ども医療費助成金受給資格者証の交付には、申請が必要です。

子どもが生まれたとき、山梨市に転入したときは、子どもの「マイナ保険証」もしくは医療保険者により発行される子どもの「資格確認書」(以下、マイナ保険証など)をご持参のうえ、こども・子育て課子育て推進担当または各支所住民生活担当窓口で手続きをしてください。

受給資格者証の変更などの手続き

こんなとき	どうする
他市町村に転出するとき	転出後は利用できません。 転出手続きを行う際に、受給資格者証を返却してください。
記載事項に変更があったとき (住所変更、氏名変更、加入している健康保険の変更など)	変更の届出が必要になります。受給資格者証、子どものマイナ保険証などをお持ちのうえ、手続きを行ってください。
失くしてしまったとき	再発行の手続きを行ってください。 子どものマイナ保険証などをお持ちのうえ、手続きを行ってください。

助成方法

(1)窓口無料

県内の医療機関において、マイナ保険証などと「子ども医療費助成金受給資格者証」を提示すると、保険診療自己負担分が無料になります。

※次の(2)に該当する場合は窓口無料となりませんのでご注意ください。

(2)償還払い(窓口無料とはならないもの)

次に該当する場合は窓口無料となりません。いったん自己負担分をお支払いいただき、市に還付申請をしていただくことで、自己負担分を助成します。

- ・県内の医療機関で受給資格者証を提示しなかった場合
- ・県外医療機関での保険診療
- ・入院時食事療養費標準負担額
- ・保険診療における療養費自己負担額(はり、灸、マッサージなど)
- ・「山梨県医師国保組合」「全国歯科医師国保組合」「全国土木建築国保組合」「中央建設国保組合」以外の国保組合加入の方

【償還払いの方法(自己負担後の還付申請の仕方)】

受診した月の翌月以降に、下記の必要書類を持参し、申請してください。

1. 子ども医療費助成金申請書
(山梨市ホームページからダウンロード可)
2. 領収書(コピー不可)
3. 印鑑(朱肉を使うもの)
4. 保護者名義の振込口座が確認できるもの(通帳など)
5. 子どものマイナ保険証など
6. 子ども医療費助成金受給資格者証

※領収書には「受診者名」「受診年月日」「診療報酬総点数」「発行者名(医療機関名)」「領収印」「発行年月日」「入院時食事療養費などの費用額・負担額」が明記されている必要があります。

上記必要事項の記載がない場合は、申請書に医療機関で証明を受けてください。

※領収書には領収印を押してもらいましょう。

※月ごと、医療機関ごと、入院、入院外ごとに請求書を記入して申請してください。

※**高額療養費、付加給付金の支給対象かご確認ください。**

対象の場合は、その金額のわかるものが必要となります。

※請求できるのは、診療月から2年間となります。



出産・子育て応援事業

担当課: こども・子育て課 こども・子育て支援担当

市では、妊娠期から出産・子育てまで継続して妊婦さんや子育て家庭に寄り添い、身近で相談ができる「相談支援」と「経済的支援(出産・子育て応援ギフト)」をあわせて行い、それぞれのご家庭に応じた必要な支援を実施します。

● 事業の流れ

- ①母子健康手帳交付時に保健師と面談し、アンケートと申請書を提出してください。(出産応援ギフト支給)
- ②妊娠後期(24～36週がめやす)に助産師の訪問を受けて、アンケートを記入してください。
- ③出産後(2～3か月)に保健師の訪問を受けて、アンケートと申請書を提出してください。(子育て応援ギフト支給)

● 支給額

母子健康手帳発行時(出産応援ギフト)	6万円
出産後(子育て応援ギフト)	第1子目…10万円
	第2子目…15万円
	第3子目…25万円

※①～③まですべて実施すること、必要時関係機関などと個人情報の共有に関する同意をいただくことが支給の条件になります。

※母子健康手帳交付後に市外へ転出される方は、山梨市から「出産応援ギフト」を支給します。

※母子健康手帳交付後に山梨市に転入した方は山梨市から「子育て応援ギフト」を支給します。

※里帰り出産を予定している方は、地区担当保健師までご相談ください。

※流産、死産の場合も「出産応援ギフト」は対象となります。

乳児用品貸出し事業

担当: こども・子育て課 こども・子育て支援担当

乳児の保護者への経済的負担を軽減するため、ベビーベッドなどの乳児用品を無償で貸出しする事業を行なっています。

貸出品目	対象者 (市内に住所を有する次の者)	貸出期間
ベビーベッド	乳児と同一世帯の保護者	乳児の満1歳の誕生日まで
ベビーシート	乳児と同一世帯の保護者 または祖父母 ※1	乳児の満1歳の誕生日まで (祖父母の場合は乳児の誕生日から3か月以内)
ベビーバス	乳児と同一世帯の保護者 または祖父母	乳児の誕生日から3か月以内

※1 ただし、道路交通法第3条に規定する普通自動車を運転できる運転免許証を有している人で、ベビーシートなどを装着できる自動車を所有している人に限ります。

※貸出品の詳細については、
市ホームページをご覧ください。



【貸出しの流れ】

- ①利用申込み 出産予定日1か月前から申請が可能です。
利用申込書にて申請をしてください。
(用紙は、市役所にてお渡しします。
市のHPからダウンロード可)

持ち物 ・母子健康手帳
・本人確認書類
(ベビーシート希望の場合は必ず運転免許証)



- ②利用の決定および貸出し品の配達
利用申請について市が審査し決定通知書を郵送します。
利用決定通知者には、後日、委託業者から配達日について連絡があります。

- ③貸出し品の返却
貸出し期間終了時期に委託業者が回収を行います。
貸出し期間終了前に返却を希望される場合は、直接、委託業者へ連絡して回収を依頼してください。また、市外に転居される方は、転居される時までに必ず、返却をしてください。

子育て用品交換マーケット

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

家庭における子育て費用の軽減と資源の節約を図るため家庭において不要になった子育てに関する用品のリユースを目的とした交換マーケット事業を実施しています。

利用者は申込書を記載し、市に提出してください。

対象者は、市内に住所を有する人で、リユース品を譲り渡したい人、譲り受けた人です。

対象品

取扱品目	取り扱わないもの
●ベビーベッド ●チャイルドシート ●ベビーカー ●歩行器 ●衣類(未使用、未開封などのものに限る) ●紙おむつ(未使用、未開封などのものに限る) ●その他清潔なベビー用品	●歯固め、ほ乳びんなどの口に含むもの ●ぬいぐるみ玩具・遊具 ●食品および薬品 (保存食や未開封のものを含む) ●汚れや破損があり、再利用できないもの ●公序良俗に反するもの

申込みの情報をたち山梨入口掲示板と市ホームページに掲載します。

情報は最長3か月間掲示します。

申込書の提出のあった時点で取引可能な場合は、お互いの連絡先を教えますので、相互に連絡を取り合い、取引方法などの調整の上、譲渡を行なってください。



やまなし子育て応援カード

担当:こども・子育て課 こども・子育て支援担当

「子育て応援カード」を提示する利用者に対して、あらかじめ登録した店舗が、独自のサービスを提供する県の事業です。

対象世帯	県内に住民票があり、18歳未満(18歳になった日以降最初の3月31日まで)の子がいる世帯および妊婦がいる世帯 カードは1世帯につき1枚
手続き	本人確認書類と、妊婦がいる世帯は母子健康手帳をお持ちください。 交付窓口は、こども・子育て課 こども・子育て支援担当 各支所 住民生活担当

18歳未満の子どもがいる家庭および妊婦がいる家庭に対して、サービスを行う店舗や施設を「やまなし子育て応援カード協賛企業」として登録しています。

協賛企業でカードを提示すると、お得なサービスを受けることができます。

協賛店舗を簡単検索♪

スマホ・パソコンから検索

<http://www.yamanashi-kosodate.net/ouencard/index.html>

または

中学生以下の子どもの 市営施設使用料等の無料化

- 対 象:山梨市に居住している中学生までの子ども
- 内 容:山梨市営の温泉やプールなど、市内の市営施設の使用料などが無料になります。
※駐輪場を除く。
※施設により本人確認書類の提示や無料となる部分が異なるので、直接施設にお問い合わせください。

● 主な施設 ※他の施設については直接、各施設にお問い合わせください。

施設名	市内在住中学生以下無料	利用時間	休館日	電話	所管課
山梨市屋内温水プール (上石森665-2)	屋内温水プール使用料無料 ※ただし、小学3年生以下のお子さまは、18歳以上 (高校生不可)の人の同伴が必要です。	午前の部:午前9時～正午 午後の部:午後1時～午後5時 夜間の部:午後5時～午後9時	月曜日・ 祝日の翌日 (月曜祝日の場合は翌日) 年末年始 その他設備点検日	0553-23-5211	生涯学習課 スポーツ振興担当
牧丘B&G海洋センター (牧丘町窪平442-1)	プール使用料無料 ※ただし、小学3年生以下のお子さまは、18歳以上 (高校生不可)の人の同伴が必要です。	午前の部:午前9時～正午 午後の部:午後1時～午後5時 夜間の部:午後6時～午後10時 ※プール午後9時まで ※日曜日は夜間の部は休み	月曜日・祝日 (月曜祝日の場合は翌日) 年末年始	0553-35-4411	生涯学習課 スポーツ振興担当
根津記念館 (正徳寺296)	入館料無料	午前9時30分～午後4時30分 (受付:午後4時まで)	月曜日・火曜日 (祝日の場合は翌日) 年末年始	0553-21-8250	生涯学習課 文化財担当
横溝正史館 (江曽原1411-6)	入館料無料	土日祝日(年末年始を除く) 午前10時～午後3時 (入館は午後2時45分まで)	平日・年末年始	問合せ先 0553-21-8250 根津記念館	生涯学習課 文化財担当
牧丘郷土文化館 (牧丘町室伏2120)	入館料無料 ※小学生は保護者の同伴が必要です。	土日祝日(年末年始を除く) 午前10時～午後3時	平日・年末年始	問合せ先 0553-22-1111	生涯学習課 文化財担当
鼓川温泉 (牧丘町牧平262)	入館(入浴)料無料 ※保護者の同伴が必要です。保護者の住所確認でき るもの(運転免許証など)の提示をお願いします。	4月～10月:午前10時～午後9時 11月～3月:午前10時～午後8時30分 (入館受付:閉館の1時間前 入浴時間:閉館15分前)	木曜日 (祝日の場合は翌日) ※年末年始について はお問い合わせくだ さい。	0553-35-4611	観光課 観光施設担当
花かげの湯 (牧丘町窪平453-1)	入館(入浴)料無料 ※保護者の同伴が必要です。保護者の住所を確認でき るもの(運転免許証など)の提示をお願いします。	4月～10月:午前10時～午後9時 11月～3月:午前10時～午後8時30分 (入館受付:閉館の1時間前 入浴時間:閉館15分前)	月曜日 (祝日の場合は翌日) ※年末年始について はお問い合わせくだ さい。	0553-35-4126	観光課 観光施設担当
みとみ笛吹の湯 (三富下釜口447)	入館(入浴)料無料 ※保護者の同伴が必要です。保護者の住所を確認でき るもの(運転免許証など)の提示をお願いします。	午前10時～午後8時 (入館受付:閉館の1時間前、 入浴時間:閉館の15分前)	火曜日 (祝日の場合は翌日) ※年末年始について はお問い合わせくだ さい。	0553-39-2610	観光課 観光施設担当
山梨市老人健康福祉センター (ちどりの湯) (小原西649-1)	市内在住の中学生以下の市民	入館時間 午前9時～午後4時 入浴時間 午後8時まで (入浴最終受付時間:午後7時)	月曜日・祝日・ 年末年始	0553-22-9616	福祉課 社会福祉担当